マチイクプロジェクト実行委員会規約

（令和５年５月 23 日決裁）
（令和５年 10 月２日改正）

（目的）
第１条　会津若松市中心市街地活性化基本計画の基本理念及び基本方針の実現に向け、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちづくりに関わる人」が協働で事業を行うことを目的とする。

（名称）
第２条　本実行委員会は、マチイクプロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事業）
第３条　委員会は、第１条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。
⑴　会津若松市中心市街地活性化基本計画の基本方針に沿った事業
⑵　その他目的を達成するために必要な事業

（会員）
第４条　委員会は、第１条の目的を達成するために自ら活動する別表に掲げる団体及び個人を会員として組織する。

（報酬）
第５条　委員会は、第３条で定める事業に精力的に参加、又は実施した会員に対し、別に定める運用基準に基づき報酬を支払うことができる。

（オブザーバー）
第６条　委員会は、必要に応じて、事業を側面的に支援する団体等をオブザーバーとして置くことができる。
２　オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（役員）
第７条　委員会に次の役員を置く。
⑴　会長　　１名
⑵　副会長　１名
⑶　監事　　１名
２　役員は、総会にて選任する。
３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第８条　会長は、委員会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理し、その他必要があるときは委員会を代表する。

３　監事は、委員会の会計を監査する。

（総会）

第９条　委員会の総会は、会長が召集し、事業計画、予算及び決算、その他会長が必要と認めた事項を審議し、決定する。

２　総会においては、会長が議長となる。

（会議）

第10条　委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

（事務局）

第11条　委員会の事務局は、会津若松市観光商工部商工課内に置く。

２　事務局長は、会津若松市観光商工部商工課長をもってこれに充てる。

（会計）

第12条　委員会の経費は、会津若松市の負担金、各会員の負担金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

２　委員会の会計年度は、毎年４月1日から翌年３月31日までとする。

（その他）

第13条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規約は、令和５年５月23日から施行する。

附　則

この規約は、決裁の日から施行する。

（別表）

会　　　員	株式会社まちづくり会津
	会津若松商工会議所
	会津若松観光ビューロー
	大町通り商店会連合会
	大町四ツ角中央商店街振興組合
	七日町通りまちなみ協議会
	野口英世青春通り協議会
	神明通り商店街振興組合
	会津若松市役所通り商店街振興組合
	鶴ヶ城北出丸大通り活性化協議会
	会津若松市本町商店街振興会
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会
	会津若松市中央通り商店振興会
	会女通り商店会
	博労町通り町並み会
	小田垣商店会
	公益社団法人会津青年会議所
	会津若松市

（順不同）